

中学校修了後(15歳年度末)～18歳年度末までの児童を養育  
令和4年度分の市町村民税(均等割)が非課税

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯以外分)のお知らせ

①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)、②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方、①②の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)に、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」が支給されます。

『大切なお知らせ』記載の「支給対象者」に該当する方は、同封の「申請書(請求書)」にご記入いただき、必要書類を添えて申請してください。

※詳細については、『大切なお知らせ』をよくお読みください。

※対象かどうか分からない場合は、多賀町役場「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」窓口(福祉保健課)にお聞きください。

※対象の方は、必ず申請受付期間内に申請してください。

### 申請方法

下記の必要書類を全て揃えて提出してください。

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)(様式第3号)	必要事項に記入してください。
<input type="checkbox"/> 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)。
<input type="checkbox"/> 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)	通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し(コピー)。

### 申請受付期間

令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)

### 提出先

多賀町役場 福祉保健課

## 備考

- ・ 郵送で提出される場合は、必要書類のコピー代や提出時の郵送料等は自己負担となります。
- ・ 提出書類に不備等がある場合は、受付できません。
- ・ 本給付金は、全国一律の制度です。
- ・ ご不明な点は、下記のお問い合わせ先までお電話ください。

### ○お問い合わせ先

- ・ 多賀町役場 福祉保健課  
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）担当  
〒522-0341  
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀221番地1  
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内  
電話：0749-48-8115 有線：2-2021  
(平日9:00~17:00)
- ・ 厚生労働省 コールセンター  
電話：0120-400-903 (平日9:00~18:00)